

記入例

令和 6年 4月 15日

三次市長 様

住所	〒728-0012 三次市十日市中二丁目8番1号
職業	農業
氏名	三次太郎
生年月日	平成2年 4月 1日生まれ

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定（及び同法第9条第8項の規定）により、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	<input checked="" type="checkbox"/> イノシシ ( 10頭) <input checked="" type="checkbox"/> シカ ( 10頭) <input type="checkbox"/> その他 ( )	※注2
捕獲等又は採取等の目的	有害鳥獣駆除	
捕獲等又は採取等の期間	令和 6年 4月 20日から 令和 6年 7月 19日まで	※注3
捕獲等又は採取等の区域	三次市 十日市中二丁目第二十集落地内	※注4
捕獲等又は採取等の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 箱わな ( 4 基) <input checked="" type="checkbox"/> くくりわな ( 6 基)	※注5
捕獲等又は採取等をした後の処置	止め刺しの方法 (電気止め刺し又はナイフ) 止め刺し後の処分 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設 <input checked="" type="checkbox"/> 自家消費 <input checked="" type="checkbox"/> 三次環境クリーンセンター搬入	※注6
学術研究を目的とした場合にあつては、研究の事項及び方法		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等		
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつてはその旨		
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	わな猟 広島県知事 第78901号 令和3年9月15日	※注7

銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月

- 【注1】 繋がりやすい電話番号をお書きください。
- 【注2】 捕獲する獣種によって数量の上限があります。(イノシシ・シカ 10頭以内)
- 【注3】 期間は最長3ヵ月以内です。
- 【注4】 わなの設置は被害地から100メートル以内です。地域名、集落名、字などを書いてください。
- 【注5】 適正に管理できる数(箱わな・くくりわな併せて30基以内)を設置してください。
- 【注6】 止め刺しの方法、止め刺し後の処分方法をお書きください。
- 【注7】 申請時に有効の“わな猟狩猟免状”の内容をお書きください。

記入例

令和 6年 4月 15日

三次太郎 様(被依頼者名)

住 所	三次市十日市中二丁目8番2号
職 業	農業
氏 名	※代表者 三次 三郎
	電 話 090-4567-8910
生年月日	昭和63年1月1日生まれ

有害鳥獣捕獲依頼書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条の規定による有害鳥獣捕獲のための鳥獣の捕獲等を、次により依頼します。

被依頼者	住 所	三次市十日市中二丁目8番1号
	職 業	農業
	氏 名	三次太郎
	生年月日	平成2年 4月 1日生まれ
捕獲等を依頼する鳥獣の種類及び頭羽数		イノシシ10頭, シカ10頭
依頼する理由		侵入防止対策と併せて捕獲を行うことで総合的な被害低減を図りたい。被依頼者は有資格者であり、当地域の地理、自然環境及び鳥獣捕獲に精通していることから依頼する。
捕獲等の期間		令和6年4月20日 ~ 令和6年7月19日まで(3か月間)
捕獲等の区域又は場所		三次市十日市中二丁目第二十集落地内
被害の状況		別紙鳥獣被害状況書のとおり。
捕獲等をした後の処置		埋設, 自家消費及び三次環境クリーンセンター搬入

記入例

別記様式第6号（第7条関係）

鳥 獣 被 害 状 況 書

記入者氏名 三 次 太 郎

記入年月日 令和 6年 4月 15日

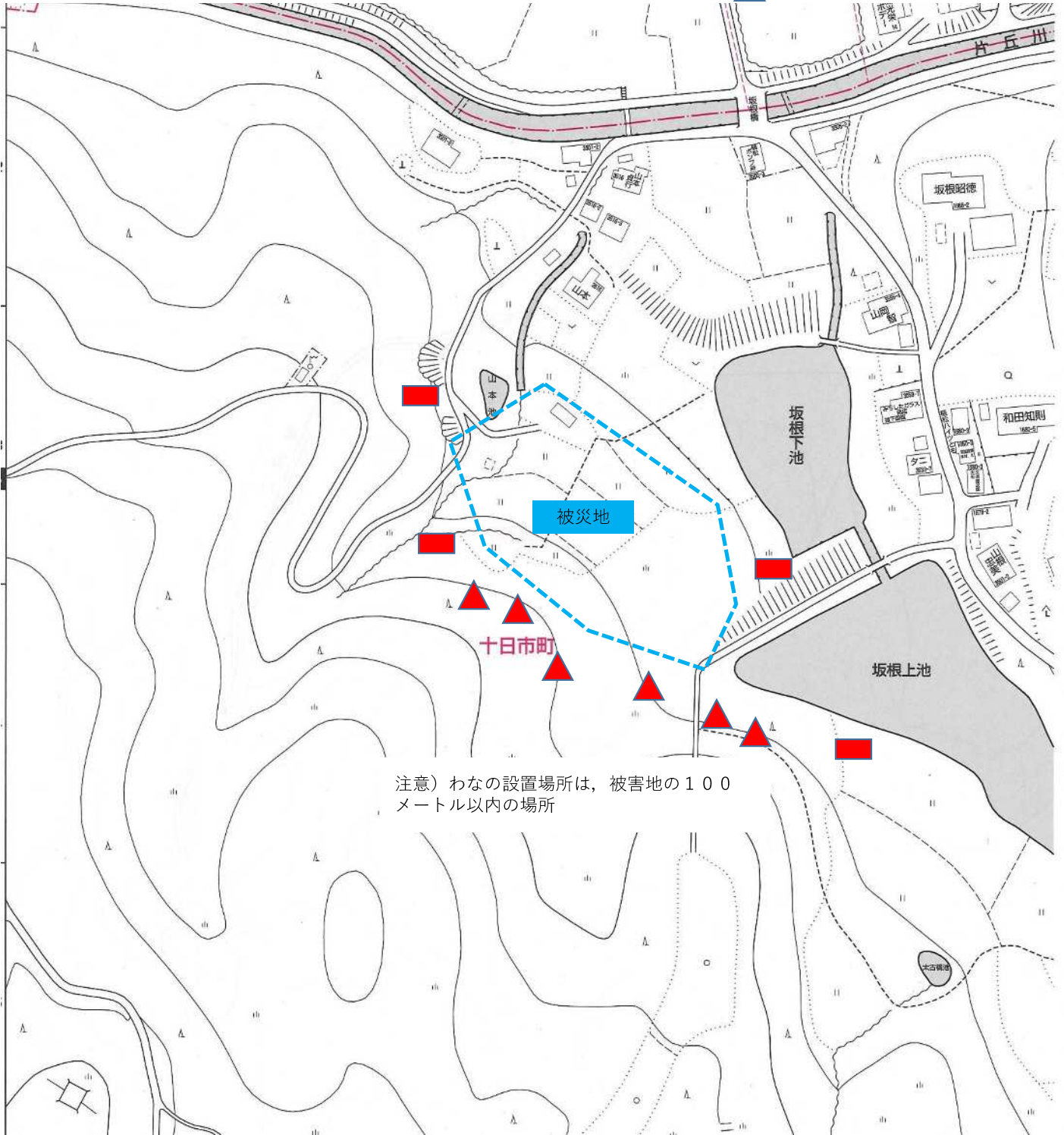
被 害 場 所	市区町 町 村 大字 字 番地 <u>三次市十日市中二丁目8番22号他5筆</u> (裏面に区域図を添付)
被害を与える鳥獣 の種類及び頭羽数	<u>イノシシ及びシカ各10頭</u> (オス・メスの別)
被 害 の 対 象	<u>水稻及び畦畔, 農道他</u> (作物名, 畦, 糞公害など)
被 害 の 状 態	いつごろから <u>令和3年3月初旬ごろから</u> 何 に <u>水稻及び畦畔, 農道他</u> どの様な被害 <u>踏みつけ, 掘りお越し</u>
被 害 の 程 度	・被害地 畑 ・ <u>水田</u> ・ <u>その他(農道・水路)</u> ・面積 <u>1ha</u> ・ a ・被害割合 全体の <u>3割</u> が被害 ・その他
被 害 対 策 及びその結果	<u>山際にワイヤーメッシュで集落柵を設置し, 圃場ごとに電気柵で囲っているが, 侵入されてしまう。柵の点検をしているが侵入個所の特定はできていない。</u>
備 考	(記入者以外の被害者住所・氏名) <u>三次市十日市中二丁目8番2号 三次 三郎</u> <u>三次市十日市中二丁目8番3号 三次 四郎</u>

- 注：1 捕獲の許可は，被害防除の実施や追い払い等を行っても，被害が防止できないときに限り，受けることができる。
- 2 この鳥獣被害状況書は，捕獲許可の審査に必要なため，漏れのないように記入すること。
- 3 記入者自身が受けた被害だけでなく，記入者の周辺の被害状況も調査のうえ，記入すること。

# わなの設置位置図

## 【記入例】

■ 箱わな  
▲ くくりわな



注意) わなの設置場所は、被害地の100メートル以内の場所

第 号

わな猟狩猟免状

住所 三次市

氏名

昭和

生

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に  
関する法律（平成14年法律第88号）により  
狩猟免許を与える。

よってこの証を交付する。

令和3年9月15日

広島県知事 湯崎英彦



有効期間 令和6年9月14日まで

※申請書の終期日は有効期間内にしてください

備考

原交付：平成12年8月7日

条件：

更新

狩猟者登録証の写し 【記入例】

注 意 事 項

- 1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。
- 2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。
- 3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。
- 4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。
- 5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。
- 7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とすることができる。

わな猟 狩猟者登録証

第 号

年10月27日

広島県東部農林水産事務所長



住 所	
氏 名	
生 年 月 日	昭和
備考	条件 眼鏡等